

FAQ（全体版）

FAQ（対象業種・事業者）

カテゴリ	論点	質問	回答
対象業種・事業者	対象となる事業者	どんな事業者が対象となるのですか。	対象となる事業者は、以下の事業を行う者です。 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）第5条） 但し、主として行う事業が上記の小売業ではない（過去1年間の収入額又は販売額の多いものが小売業ではない）場合でも、事業の一部として上記小売業を行っている場合には、その範囲（小売業において容器包装を用いている範囲）において、省令の対象となります。
	小売業が主な事業ではない場合	ホテルの中の土産物店は対象ですか。	主として行う事業が小売業ではない（過去1年間の収入額又は販売額の多いものが小売業ではない）場合でも、事業の一部として小売業を行っている場合には、その範囲（小売業において容器包装を用いている範囲）において、省令の対象となります。したがって、ホテル業のように主たる事業がサービス業であっても、その中の土産物店は小売業を行っているため、ホテルの中の土産物店も対象となります。
	小売業が主な事業ではない場合	衣料品メーカーですが、工場に近接した販売所で行う直接販売も対象になるでしょうか。	主として行う事業が小売業ではない（過去1年間の収入額又は販売額の多いものが小売業ではない）場合でも、事業の一部として小売業を行っている場合には、その範囲（小売業において容器包装を用いている範囲）において、省令の対象となります。したがって、主として行う事業が製造業であっても、製品を直接販売する限りにおいては小売業であるため、対象となります。
	事業としての販売行為ではない場合	学園祭の模擬店でも対象になるでしょうか。	学園祭の模擬店などで、反復継続性が認められず、一般的に事業性が認められない場合は対象外となります。

FAQ（対象となる袋）

カテゴリ	論点	質問	回答
対象となる袋	消費者が持ち帰りに用いる袋	卸売業者が販売店舗に商品を納入する際のプラスチック製の袋も対象ですか。	省令に基づく有料化の対象となるのは、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋です。したがって、卸売業者が商品を納入するに当たり用いる袋は対象外となります。
	持ち手の形状	持ち手のある袋が対象とのことですが、こばん抜きに穴に手指を通して持つことのできる袋は対象ですか。	持ち手の形状は限定せず、社会通念上、袋を持ち運ぶことを容易とするために付された機能が認められるものであれば持ち手とみなします。袋に穴あけられた穴や、持ち手として使用できるシール、巾着状の袋の口を絞るひもを持ち手として利用可能であるものなどは、対象となります。
	主な素材がプラスチックか否か	紙袋にビニールのコーティングが施されている袋は対象ですか。	プラスチックと他の素材を組み合わせで作られている袋の場合、主たる素材がプラスチックであればその袋はプラスチック製とみなされ対象になります。ここでいう「主たる」素材とは、素材の構成について、重量比で最も大きな比率を占めていることを指します。
	袋以外のもの	背広の購入時にハンガーに掛けた背広の上からかぶせるカバーは対象ですか。	「背広の購入時にハンガーに掛けた背広の上からかぶせるカバー」が対象であるか否か一律に判断できないため、材質、形状など、ガイドラインに記載されている事項に照らし判断ください。
	袋以外のもの	雨の日に持ち帰り用の紙袋を保護するために被せるビニールは対象ですか。	「雨の日に持ち帰り用の紙袋を保護するために被せるビニール」が対象であるか否か一律に判断できないため、材質、形状など、ガイドラインに記載されている事項に照らし判断ください。
	中身が商品か	ゲームセンターの景品を持って帰るための袋は対象ですか。	ゲームセンターにおける景品の提供は商品の販売に当たらないため、ゲームセンターの景品を持ち帰る際に用いる袋は対象外です。
	中身が商品か	商品に不具合等があり交換した際に新しい品を持ち帰る際の袋は対象ですか。	商品の不具合等に伴って、交換した商品の受け渡しにおいては、その受け渡しに際して金銭の授受がなく、販売行為に当たらないため、対象外となります。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	福袋の袋は対象ですか。	陳列されている時点で既に袋に入れられているものについては、消費者が辞退できないため、対象外となります。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	一つの袋にみかんを複数入れて陳列しているときの袋は対象ですか。	陳列されている時点で既に袋に入れられているものについては、消費者が辞退できないため、対象外となります。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	オンラインショップで購入された商品を宅配する際に商品を入れた袋は対象ですか。	オンラインショップでの購入に際し、消費者が袋の要否について意思表示できるシステムになっている場合は、対象となります。一方、やむをえず事業者が袋に入れて宅配したとしても消費者が辞退することができない場合は、対象外となります。但し、結果としてむやみにプラスチック製買物袋が使用されることは今回の有料化の趣旨に照らせば望ましくありません。また、消費者が事前に袋の要否について意思表示できるようにしている先行事例も存在しており、排出抑制に向けてこのような取組が講じられることも重要です。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	スーパーの当日宅配サービスで、消費者自ら購入後の商品を袋詰めにしたものを宅配する場合、その袋は対象となりますか。	消費者が袋の要否を判断する機会がある場合は、辞退することが可能であるため、対象となります。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	詰め放題の袋は対象ですか。	詰め放題など、事業者側が指定した袋に消費者が任意の量の商品を入れるものとし一定の価格を設定している販売形態においては、消費者が持参したマイバッグで代替することができない場合があり、そのような場合は事業者からやむをえず提供され消費者が辞退できないものに当たり、対象外となります。
	商品購入時に消費者が辞退可能か	事前に注文を受けて用意していた商品を受け取りにきた購入客に商品を入れて渡す際の袋は対象ですか。	商品を受け取りにきた購入客に袋の要否を確認することが可能な場合には、消費者が袋を辞退することが可能であるため、有料化の対象となります。

FAQ（対象外の袋）

カテゴリ	論点	質問	回答
対象外の袋	表示方法	表示について大きさや表示位置の指定はありますか。	表示の大きさや位置について指定はありませんが、対象外となる袋が持つ環境性能について消費者の理解を促進するという趣旨を踏まえ、表示は消費者が一目で確認できることが望ましいと考えます。
	表示方法	対象外の袋に必要とされる表示は、袋に印字されているものではなくタグで袋につけたものでも良いでしょうか	表示は、袋に印字されたものである必要はなく、シールやタグによるものでもかまいません。ただし、袋一枚ごとに付されている必要があります。
	表示内容	対象外の袋に必要とされる表示は日本語でなければいけませんか。	表示に必要な内容を文章で記載する場合には、日本語での表示が必要です。ただし、認証機関で認証を受けた場合に認証マークを表示する場合は、その言語は外国語でも構いません。
	表示内容	バイオマス25パーセント以上で50マイクロメートル以上の袋の場合、どちらか一つの表示で良いでしょうか。	どちらか一つの表示でも構いません。
	表示内容	バイオマスプラスチックや海洋生分解性プラスチックの表示には海外の認証機関のマークも使用可能ですか。	対象外の袋に求められる表示については、海外の認証機関による認証マークの使用も可能です。

FAQ（価格・売上）

カテゴリ	論点	質問	回答
価格・売上	ポイント還元	レジ袋を辞退した客にポイント還元を行ってはいませんか。	有料化を行っていただいた上で、レジ袋を辞退した客にポイントなどの特典付与を行うことは構いません。
	レジ袋の原価割れ販売	レジ袋の販売価格が原価より安くても問題ないですか。	レジ袋の販売価格が原価より安いことが問題となるか否かは、当該価格が競争条件に与える影響等を考慮して総合的に判断されるものであり、原価割れであることが直ちに問題になるとは限りません。
	一体価格	有料化の仕方の一つとして、「商品価格とレジ袋価格を一体として設定」する方法とはどのようなことですか。	レジ袋の価格を明示しながらレジ袋と商品の合計価格を掲示し、消費者が袋を辞退した場合にはレジ袋分の価格を引いた金額を徴収する、という方法を想定しています。このような表示の方法は例えば、持ち帰り飲食店において注文時に店員が毎度袋の要否を口頭で確認するとオペレーションに支障をきたす場合などに、メニューに上記の方法で記載する、といった形で活用が可能です。
	不定価格	5円で5枚まで提供可能、という価格設定をしたいのですが。（類：1会計で〇円、という設定方法）	袋一枚ごとに必要性を吟味いただくことが本制度の趣旨であるため、一枚ごとに価格を設定下さい。

FAQ（その他）

カテゴリ	論点	質問	回答
その他	条例との関係	各自治体でもレジ袋禁止や有料化の条例等の規則を設けているところがありますが、今回の国による有料化とどちらが優先されますか。	各地方公共団体において、従前の制度であるか今後整備される制度であるかにかかわらず、プラスチック製買物袋の排出抑制の促進のため、本制度の上乗せを含めた更なる取組が行われることを妨げるものではありません。